

# 平成31年度版 (2019年4月から2020年3月まで) 五所川原市 家庭ごみ収集カレンダー

P-1

市浦地区 [相内・桂川・太田]

P-1

コース

ごみの分別やし方は、「家庭ごみ分別表(保存版)」を確認してください。

※「家庭ごみ分別表(保存版)」を紛失した等の場合は、環境対策課(金木・市浦は総合支所窓口)で配布いたします。

◆ 年末年始の休みと「プラスチック類」の収集日が重なる場合は、代替日を設けております

▲ 燃やせるごみ  
(生ごみ、紙、木、布、革)

● 燃やせないごみ  
(ガラス、せともの、  
ゴム、蛍光灯、電池等)

◆ プラスチック類リサイクル  
(プラスチック容器、包装フィルム、  
ポリ袋、発泡スチロール類、フタ等)

■ 資源リサイクル  
(ペットボトル、びん、缶)

★ 紙・金属・小型電子機器等リサイクル  
(新聞・チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・本・雑紙、  
小型家電製品、携帯電話、金属類等)

## 2019年4月

日	月	火	水	木	金	土
	▲1	2	●3★	▲4	5	6
7	▲8	9	■10	▲11	◆12	13
14	▲15	16	●17★	▲18	19	20
21	▲22	23	■24	▲25	◆26	27
28	▲29	30				

## 7月

日	月	火	水	木	金	土
	▲1	2	■3	▲4	◆5	6
7	▲8	9	●10★	▲11	12	13
14	▲15	16	■17	▲18	◆19	20
21	▲22	23	●24★	▲25	26	27
28	▲29	30	■31			

## 10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	●2★	▲3	4	5
6	▲7	8	■9	▲10	◆11	12
13	▲14	15	●16★	▲17	18	19
20	▲21	22	■23	▲24	◆25	26
27	▲28	29	●30★	▲31		

## 2020年1月

日	月	火	水	木	金	土
			休1み	休2み	休3み	4
5	▲6	◆7	●8★	▲9	10	11
12	▲13	14	■15	▲16	◆17	18
19	▲20	21	●22★	▲23	24	25
26	▲27	28	■29	▲30	◆31	

## 5月

※年に1度の不燃系粗大ごみの無料回収は、5月から7月にかけて実施します。

日	月	火	水	木	金	土
			●1★	▲2	3	4
5	▲6	7	■8	▲9	◆10	11
12	▲13	14	●15★	▲16	17	18
19	▲20	21	■22	▲23	◆24	25
26	▲27	28	●29★	▲30	31	

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
				▲1	◆2	3
4	▲5	6	●7★	▲8	9	10
11	▲12	13	■14	▲15	◆16	17
18	▲19	20	●21★	▲22	23	24
25	▲26	27	■28	▲29	◆30	31

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	▲4	5	■6	▲7	◆8	9
10	▲11	12	●13★	▲14	15	16
17	▲18	19	■20	▲21	◆22	23
24	▲25	26	●27★	▲28	29	30

注：(休み) 年末年始はごみの受入れ施設が休止となり、ごみの収集も休みになりますのでご理解とご協力をお願いします。

## 2020年2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	▲3	4	●5★	▲6	7	8
9	▲10	11	■12	▲13	◆14	15
16	▲17	18	●19★	▲20	21	22
23	▲24	25	■26	▲27	◆28	29

※2020年度版カレンダーの発行は2020年2月25日頃を予定しています。

## 6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	▲3	4	■5	▲6	◆7	8
9	▲10	11	●12★	▲13	14	15
16	▲17	18	■19	▲20	◆21	22
23	▲24	25	●26★	▲27	28	29
30						

## 9月

日	月	火	水	木	金	土
1	▲2	3	●4★	▲5	6	7
8	▲9	10	■11	▲12	◆13	14
15	▲16	17	●18★	▲19	20	21
22	▲23	24	■25	▲26	◆27	28
29	▲30					

## 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	▲2	3	■4	▲5	◆6	7
8	▲9	10	●11★	▲12	13	14
15	▲16	17	■18	▲19	◆20	21
22	▲23	24	●25★	▲26	27	28
29	▲30	休31				

### 「お願い」

- ①指定ごみ袋には必ず町名・氏名(世帯主の名前をフルネーム)を記入してください。
- ②収集日の朝8時まで集積場に出してください。
- ③分別がきちんとされていない等、ルール違反のごみは収集しませんのでご了承ください。

### お問い合わせ

五所川原市役所 民生部 環境対策課 TEL 35-2111  
<http://www.city.goshogawara.lg.jp>

「廃棄物処理法」により、廃棄物の「不法投棄」と「野焼き(ドラム缶など基準を満たさない焼却炉による廃棄物の焼却を含む)」は禁止されています。(5年以下の懲役又は1,000万円(法人は3億円)以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。)